

事 務 連 絡

令和5年5月17日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

南部町福祉介護課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より、介護保険事業にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更に（令和5年5月8日以降）の対応方針について、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日付け事務連絡）が発出されました。ご参照のうえ、適切にご対応くださるようお願いいたします。

なお、令和2年3月5日付け本町事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関するモニタリング及びサービス担当者会議の臨時的な対応方針について（通知）」は、令和5年5月8日をもって廃止します。

■厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所等における
新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

のうち、「6. 介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項」に掲載されている「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（別紙1）（別紙2）」（令和5年5月1日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）をご参照ください。